

参考資料 1

26. 9. 26 生活困窮者自立支援制度
全国担当者会議

生活困窮者自立支援制度に係る主な質問事項について

制度全般	問 1～問 3 (P 2)
国庫負担・補助等	問 4 (P 3)
自立相談支援事業	問 5～問 7 (P 4～5)
住居確保給付金	問 8～問 9 (P 6)
家計相談支援事業等	問 10～問 11 (P 7)
学習支援に関する事業	問 12～問 13 (P 8)
就労訓練事業	問 14 (P 9)

【制度全般】

問1 規模が小さい自治体は、相談があまりないことが想定されることから、相談支援員等を新たに雇わなくてよいか。

(答)

- 自立相談支援事業は新法によって創設され、生活困窮者に対しアセスメント、プラン作成から包括的で寄り添い型の支援を提供する新たな事業であることから、小さな自治体であっても基本的には新たに人員を確保していただくものと考えている。必要な人に必要な支援が提供されるよう早期に対象者を発見するためのネットワークの構築などに努めていただきたい。
- 規模が小さい自治体の場合など、必要に応じ自立相談支援事業本来の相談支援員等が他の事業の相談員等と兼務することは可能であり、その場合、費用は適切に按分するなどが考えられる。なお、従来から自治体などがその負担で実施している他の相談事業の財源のみを本制度へ振り替えることは認められない。

問2 規模が小さいため職員を1人しか配置できない自治体は、主任相談支援員、相談支援員、就労支援員の3職種を兼務することで良いか。また、自立相談支援事業に従事する相談支援員等が家計相談支援事業や他の事業の相談員等と兼務する場合、どのように費用を処理すればよいか。

(答)

- 規模が小さいため職員の配置が1人となる場合、当該職員が3職種の機能を1人で担い、兼務することには問題はない。また、チームアプローチの観点から他の事業の相談員等3人とそれぞれ兼務するなどの取扱いも可能である。
- 1人の職員が自立相談支援事業と他の事業を兼務する場合、それぞれの勤務時間を明確に分けることで対応するのであれば、問題はなく、勤務実態などからこれが難しい場合においては勤務時間数を適切に見込むなどにより費用を按分することが考えられる。

問3 本法に規定される各事業を実施するにあたり、福祉事務所を設置する自治体ごとに規則等を定める必要はあるか。

(答)

- 本法に規定される各事業を実施するにあたり、福祉事務所を設置する自治体ごとに規則等を定めるか否かは、各自治体によるものと考えられる。(なお、例えば、住居確保給付金の支給手続や就労訓練事業の認定手続等について、規則等に定めることが考えられる。)
- 各自治体においては、施行に遺漏のないよう、規則等の整備の必要性を検討していただきたい。

【国庫負担・補助等】

問4 生活困窮者として就労支援を受けている者が生活保護受給に至った場合でも本人の状況に応じて切れ目のない支援を行うこととされているが、費用負担等具体的な方法を示されたい。

(答)

- 御指摘の質問にはさまざまなケースがあるが、自立相談支援事業において就労支援を実施している場合であれば、当該利用者が生活保護受給者になったときの支援は、ケースワーカーと生活保護の就労支援員に引き継ぐこととなる。

この際、生活困窮者に対する就労支援業務と生活保護受給者に対する就労支援業務を同一法人に委託している場合には、就労支援についてはより円滑に引き継がれ、特に就労支援員が両制度を兼務している場合には就労支援員の担当変更も必要がないことから、対象者にとっても必要な支援が一貫して受け続けることができるものと考えている。

- なお、この場合においても、自立相談支援事業の相談支援員や就労支援員等がフォローアップなどで当該利用者に関わることは差し支えない。
- また、就労準備支援事業を受けている生活困窮者が生活保護受給者になった場合においても、同様の支援が継続して行われるよう、自治体においては生活困窮者のための就労準備支援事業と生活保護受給者のための同様の事業を予算化し、同一法人に委託するなどの対応が考えられる。
- これらのケースを含め、生活困窮者のための事業と生活保護受給者のための事業がより円滑に連携・実施できるよう、費用負担や具体的な運用方法については、引き続き検討してまいりたい。

【自立相談支援事業】

問5 全国一斉に自立相談支援事業が行われることで、事業者や社会福祉士等の奪い合いとなり、4月1日に委託先事業者や社会福祉士等を市で確保できず、直営の実施も困難になった場合、国が想定する支援ができないことも考えられる。国においても早い段階で実施方針等を示してもらいたい。

(答)

- 自立相談支援事業に従事する相談支援員等については、研修受講を義務づける一方で資格を限定するものではなく、一定の支援の質を担保しつつ自治体において円滑に確保できるような取扱いとしているところである。
- 本制度は、法制化により、基本的には人材や社会資源の安定的な確保につながるものとするが、新たな制度であることもあり、自治体においては、現時点で社会資源の把握や開拓等が十分に進んでいないところもあるものとする。引き続き、広報誌への掲載、ポスター・チラシ配布などの広報のほか、関係機関・団体への説明会、協議会の開催なども通じて、計画的に体制整備を進めることが重要であるとする。

問6 今年度は、モデル事業を実施している自治体のみが養成研修の対象であったが、来年度は全ての自治体が参加可能なのか。また、全国各地で養成研修が開催されるのか。

(答)

- 自立相談支援事業に従事する相談支援員等については、当面、国において複数年で必要人数を養成していくことを検討しており、来年度予算については、今年度と同規模・同内容の研修費を要求しているところ。
- 都道府県においては、今年度の国研修を踏まえ、可能な限り、管内市等において支援ノウハウが広がるようミニ研修会の実施等の取り組みをお願いしたい。
- 各支援員の配置にあたっては養成研修の受講を要件とすることを考えているが、新制度施行段階においては、養成研修を受講していない場合であっても、業務に従事することができるよう一定の経過措置を講じる予定である。

問7 アウトリーチが自立相談支援事業において重要な支援とされているが、地域の関係機関や民生委員などから引きこもり等の情報を受ける場合、情報の提供を行う関係機関等や、その情報を収集する相談機関として、個人情報保護の観点から問題はないのか。また、介入する時の考え方など明確な指針を示していただきたい。

(答)

- 生活困窮者は、生活上さまざまな不安や悩みを抱えており、個人情報that自分の知らないところで広がっていくことに不安を感じる場合も多く、特段の留意が必要である。

関係機関・関係者が自立相談支援機関に個人情報を提供する場合、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときなどを除いて（参照：個人情報保護法第23条第1項）、当該関係機関・関係者は、原則として本人から同意を得ることが必要である。

- 引きこもりなどの支援においては、例えば、民生委員等が本人の了解を得て、相談支援員とともに訪問するなどにより、相談につないでいくことが考えられる。自立相談支援機関においては、個人情報に留意した上で、積極的なアウトリーチを展開いただきたい。

【住居確保給付金】

問 8 自立相談支援事業を委託する場合、資産・収入を確認するために、官公署に対し資料の提供を求める等の事務及び受給中の就職活動状況の確認事務は委託の範囲に含むことが可能か。また、家主等の個人情報を取り扱わせることは可能か。

(答)

- 住居確保給付金の申請の審査、支給決定、支給はいわゆる支給事務であり、自治体が自ら実施すべき事務であることから委託することはできない。そのため、自立相談支援事業においては、支給事務以外の相談、受付、受給期間中の相談、就労支援を行うものとしており、自立相談支援事業として委託可能である。
- つまり、
 - ・ 資産・収入を確認するために、官公署に対し資料の提供を求める等の事務は支給事務であり、自治体で直接実施
 - ・ 受給中の就職活動状況の確認は支給事務以外であるため自立相談支援事業として委託の範囲に含むことは可能である。(ただし、確認を受けての中止決定は支給事務であるため委託先では実施できない)
- なお、申請書の受付の際に、家主等の個人情報を取り扱うことが考えられるが、自立相談支援事業を受託する事業者に対しては、法第4条第3項において守秘義務がかけられており、これを適正に遵守することで情報の取扱い自体は問題ないものである。

問 9 住宅支援給付の受給者が平成 27 年度もいる場合の取扱いについて。

(答)

- 住宅支援給付事業の終了期限は平成 26 年度末までとされているところであるが、平成 26 年度中に申請があり、その支給期間が平成 27 年度にわたる場合は、平成 27 年 12 月末まで住宅支援給付を延長することができる。
(※) 緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）管理運営要領第 2（7）
- 当該者に関して、受給中の就職活動等や延長、中止等の取扱いはすべて、現行の住宅支援給付事業実施要領に基づき、実施されることになる。
- なお、平成 27 年 4 月 1 日以降に新規で申請する者はすべて住居確保給付金として申請することになる。

【家計相談支援事業等】

問10 負担（補助）の割合が異なることから、家計相談支援事業は自立相談支援事業の中で実施することを考えているが如何か。

（答）

- 生活困窮者の多くは、助言・同行等で家計の状況が恒常的に改善することは難しいと考えており、相談者本人が家計の状況に気づき、自らが家計を管理しようとする意欲を引き出すことが家計相談支援事業には重要と考えている。
そのために、家計表やキャッシュフロー表を本人とともに作成し、具体的な目標に向け、継続的に支援をしていくことが必要と考えている。
- このような事業を実施することにより、再び困窮状態になることを予防し、効果的な貸付や就職活動の円滑化等にもつながると考えている。
- 家計相談支援事業は上記の考え方で専門性を持った支援員が実施するものであり、任意事業であるものの、地域の実情に応じ、自立相談支援事業に加えて実施することを積極的にご検討いただきたい。

問11 （現場から生活福祉資金が借りられないという話があるが）生活福祉資金制度の見直し内容如何。また、改正内容は、いつ頃示されるのか。

（答）

- 生活福祉資金貸付制度は、生活困窮者自立支援法に規定されていないものの、新制度と密接な連携を図りながら対応することで、両制度ともに、より効果的、効率的に機能するものであり、生活困窮者の自立支援にあたり、重要な役割を担っていると考えている。
- 一方、生活福祉資金はあくまで貸付制度であり、償還見込みを勘案した上で、必要に応じて、相談者に多額の債務とならない範囲で有効な貸付となるよう行うことが肝要である。
- 生活福祉資金と新法との効果的な連携については、
 - ・ 貸付制度の運用見直しを検討するとともに、
 - ・ モデル事業の実施状況も踏まえ、事例などを含む連携マニュアルを作成することとしている。

※ 先般、平成25年度からのモデル事業実施自治体におかれては、事例などの収集のため、「生活福祉資金と新制度との連携に関する調査」にご協力いただいたところ。
- なお、生活福祉資金の見直しの内容等については、速やかに各都道府県等あてに提示したいと考えている。
- 現時点の体制づくりの段階においては、
 - ・ 双方の担当者がお互いの制度の内容を理解していること、
 - ・ お互いに相談できる信頼関係の構築など、顔の見える関係を築いておくことが必要であるため、双方において積極的にアプローチしていただきたい。（例：勉強会の開催など）

【学習支援に関する事業】

問 12 子どもの貧困対策に関する大綱が閣議決定されたところだが、大綱に盛り込まれたひとり親家庭の子どもへの支援策等と本法に基づく学習支援事業との整理はどのようなのか。

(答)

- 子どもに対する学習支援は、本事業のほか、
 - ・ 学習が遅れがちな中学生を対象に、学校で補習を行う文部科学省補助金の学習教室事業
 - ・ ひとり親家庭の子どもが抱える独自の問題に対応する学習支援ボランティア事業などがある。
- 本事業は、貧困の連鎖の防止のため、勉強を教えることと併せて、
 - ・ 居場所の提供を通じて、日常生活習慣の形成・社会性の育成を行うこと
 - ・ 生活相談、進路相談、中退防止の支援を行うこと
 - ・ 子どもの支援の視点から世帯に対する相談・就労支援等を行うことなどの生活困窮世帯の子どもに必要な支援を、地域の実情に応じて実施できるものである。
- 自治体においては、各種学習支援事業の目的や趣旨を踏まえ、関係部署と連携の上、実施していただきたい。

問 13 学習支援事業の委託先について、検討中とされていた法人格の要否について結論を示してほしい。

(答)

- 子どもの学習支援事業を含む法に基づく各事業の委託先については、事業の適切性や継続性を担保する観点から、基本的には法人格を必要とすることとする予定である（※）。

（※）委託先については、原則法人格を求めるものの、「協議会」など共同体により実施する場合、以下の要件を満たすときには、認めることを検討中である（ただし、学習支援事業においては、こうした協議会形式は一般的ではないと想定しているところ）。

- ① 共同体を構成する各団体等が明確であり、それぞれが法人格を有すること
- ② 構成員間における協定書等において、事故が起きた場合等の責任の所在が明確になっていること
- ③ 市町村等が当該共同体に事業を委託することが適切であると判断すること

【就労訓練事業】

問 14 自立相談支援事業による就労訓練事業のあっせんと職業安定法に基づく無料職業紹介に関する手続との関係をどのように考えているか。また、無料職業紹介を実施するに当たっては、地方自治体は届出を行えば足りるのに対し、民間事業者は許可が必要であり、実施主体によって必要な手続も異なるが、委託により自立相談支援事業を実施する場合は、どちらが手続を行うべきか。

(答)

- 職業安定法上、「職業紹介」とは、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんすることをいう。
- 自立相談支援機関が就労訓練事業の利用についてあっせんを行う際は、行政の支援決定によって、生活困窮者が雇成型、非雇成型のいずれかで就労訓練事業を利用するかがすでに確定していることを踏まえれば、生活困窮者に対して雇成型の就労訓練事業の利用についてあっせんを行う行為は、職業安定法上の「職業紹介」に該当すると考えられる。
- したがって、直営で自立相談支援事業を実施する場合は自治体が職業安定法第 33 条の 4 の規定に基づく届出を行う必要があり、委託により実施する場合は委託事業者が同法第 33 条の規定に基づく許可を受ける必要がある。
- 以上を踏まえ、厚生労働省としては、①許可手続に関するスケジュール（申請から許可までに必要な期間等）の提示、②許可手続が円滑に進むために必要な方策の検討・実施を行うなど、法の施行準備が円滑に進むよう支援してまいりたい。